

大阪市告示第929号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年7月1日（月）	午後4時40分から
	令和6年7月8日（月）	午後8時まで
	令和6年7月16日（火）	午前10時から 午後8時30分まで
	令和6年7月22日（月）	午後4時40分から
	令和6年7月29日（月）	午後8時まで
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和6年7月1日（月）	午前6時15分から 翌日午前3時45分 まで
	令和6年7月8日（月）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和6年7月16日（火）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和6年7月22日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和6年7月29日（月）	午前6時15分から 翌日午前2時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年7月6日（土）から 同月7日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和6年7月13日（土）から 同月14日（日）まで	
	令和6年7月20日（土）から 同月21日（日）まで	
	令和6年7月27日（土）から 同月28日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和6年7月2日（火）	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
	令和6年7月3日（水）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和6年7月4日（木）から 同月5日（金）まで	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和6年7月6日（土）	午前6時15分から 翌日午前3時まで
	令和6年7月7日（日）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和6年7月9日（火）から 同月12日（金）まで	午前6時15分から 翌日午前2時まで

令和 6 年 7 月 13 日（土）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 6 年 7 月 14 日（日）	午前 6 時 15 分から 午後 11 時 45 分まで
令和 6 年 7 月 15 日（月）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年 7 月 17 日（水）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 6 年 7 月 18 日（木）から 同月 19 日（金）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年 7 月 20 日（土）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 6 年 7 月 21 日（日）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 6 年 7 月 23 日（火）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年 7 月 24 日（水）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 6 年 7 月 25 日（木）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 2 時まで

	令和 6 年 7 月 26 日（金）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 6 年 7 月 27 日（土）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 1 時 45 分 まで
	令和 6 年 7 月 28 日（日）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	令和 6 年 7 月 30 日（火）から 同月 31 日（水）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）